

特定化学物質の取扱量 集計結果(平成29年度 白岡市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	13	アセトニトリル	1	10	950	15	950	0.0	0.0
1	53	エチルベンゼン	6	4	138,100	6	14,100	0.0	124,000
1	80	キシレン	9	2	625,500	3	58,000	0.0	567,500
1	88	六価クロム化合物	1	10	2,000	13	2,000	0.0	0.0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	7	3	410,100	4	43,000	0.0	367,100
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	5	5	116,300	7	50,000	0.0	66,300
1	300	トルエン	10	1	2,193,000	1	962,000	0.0	1,231,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	4	6	389,000	5	0.0	0.0	389,000
1	400	ベンゼン	4	6	73,000	8	0.0	0.0	73,000
1	438	メチルナフタレン	1	10	2,200	12	2,200	0.0	0.0
3	29	フタル酸ジメチル	1	10	1,800	14	1,800	0.0	0.0
3	33	ニ-ブトキシエタノール	1	10	4,500	11	4,500	0.0	0.0
3	35	メタノール	4	6	18,600	9	18,600	0.0	0.0
3	36	メチルイソブチルケトン	1	10	5,400	10	5,400	0.0	0.0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	4	6	731,000	2	731,000	0.0	0.0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	10	750	16	750	0.0	0.0
合計			—	—	4,712,200	—	1,894,300	0.0	2,817,900

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。